

平成20年2月1日

条 例 第 1 号

熊本県後期高齢者医療運営協議会条例

(目的)

第1条 広く被保険者等の意見を求め事業に反映させることにより、熊本県における後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営に資するため、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に熊本県後期高齢者医療運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるができるものとする。

- (1) 保険料及び医療給付に関すること。
- (2) 保健事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、後期高齢者医療制度の運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に定めるところに基づき、広域連合長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 公益を代表する委員 3人
- (2) 被保険者を代表する委員 3人
- (3) 保険医療機関等を代表する委員 3人
- (4) 保険者等を代表する委員 3人

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員定数の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後、最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

(熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年条例第15号）別表第1に次のように加える。

後期高齢者医療運営協議会委員	日額	10,000円
----------------	----	---------